

令和 3 年 5 月 19 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K00953

研究課題名(和文) 日本古代における庄の特質と実態の研究 荘園研究に対する新しい視角の提示

研究課題名(英文) Study on characteristics and reality of "sho" in ancient Japan

研究代表者

小倉 真紀子 (OGURA, Makiko)

北海道大学・文学研究院・准教授

研究者番号：30609897

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本古代の諸史料に見られる「庄」について、特に、従来の荘園研究では捨棄されてきた農地ではない「庄」にも目を向けて包括的に検証し、その本質と実態を解明することを目指した。

その結果、「庄」とは倉屋などの建物を伴う私的領有地で、農耕に限らず幅広い経済活動の拠点として機能したこと、9世紀以前の「庄」では墾田の有無に関係なく経営方式は同じであったこと、「庄」のうち農耕の拠点として設けられ農地を含むものが10世紀以降に「荘園」と称されたこと、等を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、貴族や寺社による大土地所有と農地経営の成立・展開のみが対象とされてきた従来の荘園研究に対し、農業以外の産業も含めて日本古代の土地資源活用のあり方を捉え、当時の社会・経済の実態を理解することの重要性を提起した点にある。

このような視点は、古代に限らず、その他の時代における土地資源活用のあり方、ひいては現在の日本の社会における土地利用の特質を考察する上でも生かすことができる可能性がある。

研究成果の概要(英文)：This study aims to inspect "sho" (庄) in historical materials of ancient Japan (the Nara and Heian periods) and clarify its characteristics and reality, especially paying attention to "sho" without farmland, which was been eliminated in previous studies of "shoen" (荘園; private estates).

Conclusions of this study are as follows; "sho" was private land with buildings such as warehouses, which functioned as a base of economic activities besides agriculture; before the 9th century, "sho" was basically managed under the same system whether it includes farmland or not; since the 10th century, "sho" which was established as a base of agriculture and included farmland was called "shoen".

研究分野：日本古代史

キーワード：日本古代 土地 荘園 庄 初期荘園 墾田

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本古代の荘園に関する研究は、これまで、天平 15 年(743)の墾田永年私財法発布以後の諸史料に見られる「庄」を主な対象としてなされてきた。それは、同法を契機として、貴族や寺社などによる大規模な土地の占有と開墾地の集積が進展したためである。この時期から 9 世紀頃にかけて成立した荘園は、領主が荘地と共に荘民も支配する中世的な荘園と経営方法の違いによって区別され「初期荘園」と呼ばれる。この初期荘園については、東大寺などに伝来した、経営の実態を物語る関係史料を手掛かりとして、今日までに多大な研究成果が蓄積されてきた。

(2) 初期荘園は、史料上では「庄」と称される。しかしながら、さまざまな史料に目を通していくと、「庄」と記される土地の全てが必ずしも初期荘園に該当するわけではないことに気付く。墾田永年私財法の発布以前から「庄」が存在することはすでに指摘されているが、従来の研究では、交易や出挙といった経済活動の拠点としても機能していた可能性を想定しつつも、基本的には「庄」は農業経営の拠点として理解されている。そして、古代の「庄」に関しては、初期荘園に該当する「庄」とそうではない「庄」が暗黙のうちに区別され、初期荘園である「庄」を専ら対象として論じられているのが現状である。すなわち、農地ではない「庄」は初期荘園に該当しないとして捨象され、荘園研究において顧みられることがなかったのである。

(3) このように対象を農地に絞って研究する視点は、後の中世的な荘園の成立に繋がるものとして初期荘園のあり方を考究する上では有効であろう。だが、後代の荘園に繋がっていく初期荘園が成立した歴史的な意義を考えるには、農地ではない「庄」も含めてそもそも「庄」とはどのような性質の土地として存在したのか、という点を検証し、その上で、墾田永年私財法の施行以後に初期荘園である「庄」がいかにして生じたのかを捉え直す必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本古代の諸史料に見られる「庄」について、特に、従来の荘園研究では捨象されてきた農地ではない「庄」にも目を向けて包括的に検証し、その本質と実態を解明することである。これによって、貴族や寺社による大土地所有と農地経営の成立・展開のみが対象とされてきた荘園研究に対し、農業以外の産業も含めて日本古代の土地資源活用のあり方を捉え、当時の社会・経済の実態を理解することの重要性を提起することを目指した。

3. 研究の方法

日本古代や中国・唐の法制史料、正倉院文書等に残存する「庄」の事例を用いて、以下の論点について考察した(以下、「4. 研究成果」中において、それぞれ「論点」「論点」「論点」と示す)。

- ・大宝・養老令に見られる「庄」は、具体的にはどのようなものを指す文言なのか。
- ・墾田永年私財法発布の前後における「庄」の実態は、どのようなものであったか。これらの「庄」の経営方式には、どのような特徴が見られるか。
- ・日本古代における「荘園」とはどのような土地だったのか。従来の荘園研究で取り上げられてきた初期荘園は、古代の「庄」の中でどのように位置付けられるか。

4. 研究成果

(1) 論点 については、以下の点を明らかにした。

日本令には、軍防令 65 東辺条に唯一「庄」字を含む「庄舎」「庄田」の語が見られる。軍防令 65 東辺条の「庄」は辺境地域の農作地を指しており、唐の屯田(軍屯)に相当するものである。

日本の大宝令では、唐の屯田のうち畿内に存在した民屯の要素のみを継受し、天皇の供御料田に限って「屯田」と称した。そのため、唐の軍屯に当たる辺境地域の農作地は「屯田」以外の語で称されることになった。その結果、舎屋が付随する農作地を示す語として「庄田」が採用された。

上記の傍証として、大宝令に准じた「屯田(屯)」「庄田(荘)」の表記法が『日本書紀』にも反映されている点を挙げることができる。『日本書紀』では、天皇・朝廷の直轄領であったミヤケ・ミタが「屯倉」「屯田」、諸豪族や寺院の領地であったタドコロが「田荘」と記されて

いる。

(2) 論点 については、以下の点を明らかにした。

文書等に見られる「庄」は、倉屋などの建物を伴う私的領有地である。これは、農地とは限らない。穀物の収納や物品の調達・運送など、領主の経済的な活動拠点として機能した。庄が農耕の拠点として設けられる場合には、農地も庄に含まれる。

墾田永年私財法施行の前では、庄に含まれる農地は、収公の必要がない限られた範囲の土地である。墾田永年私財法の施行後、大規模な野地（開墾予定地）・墾田を含む庄が成立するようになる。だがこれは、新しい類型の庄が突如として現れたのではなく、従前から存在する庄に「墾田」という要素が加わったものと解すべきであり、庄の経営方式に大きな違いはない。

農地を含まない庄は、墾田永年私財法の施行後も存続した。これらの多くは、交通や商品流通に至便な土地に設けられ、交易や輸送の拠点として機能した。

上記の事例として、天平勝宝6年(754)～天曆4年(950)の史料が残る東大寺領東西市庄について考察した。その結果、農地である初期荘園に関するこれまでの研究で指摘されている、領主から現地に領もしくは使者を派遣して庄の用務に従事させる、という庄の経営方式が、墾田の有無に関係なく認められることが判明した。このような経営方式は、やはり墾田を含まない東大寺領近江国勢多庄などにおいても確認することができる。

(3) 論点 については、以下の点を明らかにした。

現存する史料における「荘園(庄園)」という語の初見は、10世紀である。したがって、従来の研究では、「荘園」の語について、律令制に基づくものではなく、大土地所有制が進展する実態の中から用いられるようになったものと理解されているようである。しかしながら、日本の史料に「荘園」の語が現れるよりも早く中国・唐の史料に「荘園」の事例が見られることを踏まえると、「荘園」は日本独自の語ではなく、唐の「荘園」に関する知識に基づいて用いられた語と見るべきである。

日本の史料では、ある荘園を特定せず「荘園一般」を指す場合には「荘園」の語が用いられるが、個々の荘園は「(地名)+庄(莊)」と称される。この「(地名)+庄」で呼ばれる土地は、「荘園」の語が使われ始めた10世紀より前から史料上に見られるものであり、これらの「庄」には後代の「荘園」の初期的形態とも解すべき大規模な農地経営の事例が存する。現在の学界で「初期荘園」と呼ばれる土地は、この9世紀以前の「庄」と呼ばれた農地で、特に墾田や野地（開墾予定地）を含むものである、と定義することができる。

「庄」とは、上記(2)の で示したように、農耕に限らず幅広い経済活動の拠点として機能した私的領有地であるが、それらのうち、農耕の拠点として設けられ農地を含むものが「荘園」であったといえる。したがって、古代の史料に見られる「庄」の全てが「荘園」であるとは限らない。日本古代における土地の所有・経営の特質を究明するためには、今後、農業以外の産業を含めた当時の経済活動全般の中で、私的領有地である「庄」がどのように機能したのか、という視点から、従来の研究で捨象されてきた農地ではない「庄」が存在する点にも留意して検証すべきであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究課題の成果を含むものとして、「古代荘園 初期荘園とは何か」（告井幸男・上島亨・岩城卓二・谷川穰・塩出浩之・河西秀哉編著『論点・日本史学』、ミネルヴァ書房、2022年刊行予定）を執筆した（編集の都合上、本研究課題の成果である旨が付記できなかったため、本研究課題に関連する業績としてここに提示した）。

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------